

いじめに対する指導について

～学校として組織的にいじめに対応するために～

自分自身の言動と態度に対して

- 教師自ら、自分の言動と態度についての自己評価に努める。
- 校内研修会や学年会等の機会を通して、教師の言動と態度についての相互評価に努める。
- 保護者会や地域住民の意見や考えを取り入れ、日々の指導等の改善充実に努める。

いじめられている幼児・児童・生徒に対して

- 自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。
- 本人の活躍を認め励ますことによって、自信をもたせ存在感を味あわせる。

いじている幼児・児童・生徒に対して

- いじめは、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- いじめられている幼児・児童・生徒の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷付け、苦しめているかに気付かせる。
- いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。
- 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい行いを積極的に見付けて褒める。

学級の幼児・児童・生徒に対して

- 見て見ぬふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
- いじめを発見したら、教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

保護者との連携強化

- 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め信頼関係を深める。
- 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- いじめ問題を、幼児・児童・生徒と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
- 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
- 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働き掛けを行う。

学校の指導体制

- いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法などについて共通理解を図る。
- 定期的にいじめなど幼児・児童・生徒の行動に関わる情報交換会を実施する。
- いじめの兆候が見られた場合、迅速に組織的な対応を行う仕組みをつくる。
- 幼児・児童・生徒や保護者が何でも気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。
- いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報の取扱いについては十分留意する。
- スクールカウンセラーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- サポートチーム等の積極的な運用を図り、学校全体でいじめの早期発見に努める。
- 日頃から幼児・児童・生徒や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。

いじめの未然防止に向けた指導や取組

- 幼児・児童・生徒の自己実現が図れるよう、日々の授業の充実を図る。
- 幼児・児童・生徒の思いやりの心を育む道徳教育の充実を図る。
- 開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開やPTA活動等を充実させる。